

# 令和8年度会費分担基準

(自 令和8年4月)  
至 令和9年3月)

原則として以下による。

## ① 維持会員

### A) 事業会社

資本金額	年会費	15億円以上	40	100億円以上	70	2,000億円以上	110
	万円	20億円以上	45	300億円以上	80	2,500億円以上	115
5億円未満	23	30億円以上	50	500億円以上	90	3,000億円以上	120
5億円以上	28	50億円以上	55	1,000億円以上	100	3,500億円以上	125
10億円以上	35	80億円以上	65	1,500億円以上	105	4,000億円以上	130
						4,500億円以上	135以上

### B) 金融機関

資金量	年会費	2兆円以上	35	7兆円以上	85	20兆円以上	115
	万円	3兆円以上	40	8兆円以上	95	25兆円以上	120
1兆円未満	23	5兆円以上	65	9兆円以上	100	30兆円以上	125
1兆円以上	28	6兆円以上	75	10兆円以上	105	35兆円以上	130
						40兆円以上	135以上

### C) 証券会社

営業収益	年会費	500億円以上	35	900億円以上	80	5,000億円以上	115
	万円	600億円以上	45	1,000億円以上	90	6,000億円以上	120
300億円未満	23	700億円以上	60	2,000億円以上	100	7,000億円以上	125
300億円以上	28	800億円以上	70	4,000億円以上	110	8,000億円以上	130
						1兆円以上	135以上

### D) 生命保険会社

収入保険料	年会費	4,000億円以上	35	2兆円以上	85	4兆円以上	110
	万円	5,000億円以上	45	2.5兆円以上	90	4.5兆円以上	115
2,000億円未満	23	1兆円以上	60	3兆円以上	95	5兆円以上	120
2,000億円以上	28	1.5兆円以上	75	3.5兆円以上	105	5.5兆円以上	125
						6兆円以上	135以上

### E) 損害保険会社

正味保険料	年会費	1,000億円以上	35	5,000億円以上	85	8,500億円以上	110
	万円	2,000億円以上	45	6,000億円以上	90	9,000億円以上	115
500億円未満	23	3,000億円以上	60	7,000億円以上	95	9,500億円以上	120
500億円以上	28	4,000億円以上	75	8,000億円以上	105	1兆円以上	125
						1.5兆円以上	135以上

F) 各種団体 年会費23万円以上

② 特別会員 年会費23万円以上

③ 個人会員

(A) 正会員 70,000円 (年会費・「租税研究」等購読・会員懇談会参加)

(B) 購読会員 30,000円 (年会費・「租税研究」等購読)